

●香川県公告第三百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十六年七月九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 意見の対象となった届出に係る公告
平成十六年香川県公告第百七号
- 二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ栗熊店 綾歌郡綾歌町栗熊字下河西四五ほか
- 三 法第八条第一項の規定により綾歌町から聴取した意見の概要
 - 1 駐車場の出入口における混乱を回避し、円滑な出入庫を促すために、来客の誘導あるいは交通安全上重要な地点に交通整理のための人員を配置するなど、適切な措置を講ずること。
 - 2 夜間の屋外照明や広告塔照明の設置において、周辺の住居に直接光が当たることにより、居住者に悪影響を与えることがないように、照明の配置や方向、強さ、点灯時間に十分配慮すること。
- 四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び綾歌町経済課
 - 2 縦覧期間
平成十六年七月九日（金曜日）から同年八月九日（月曜日）まで